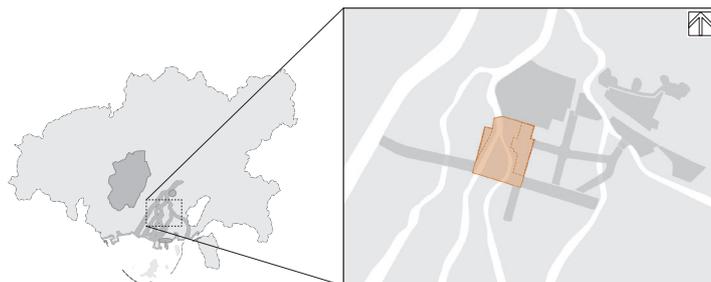
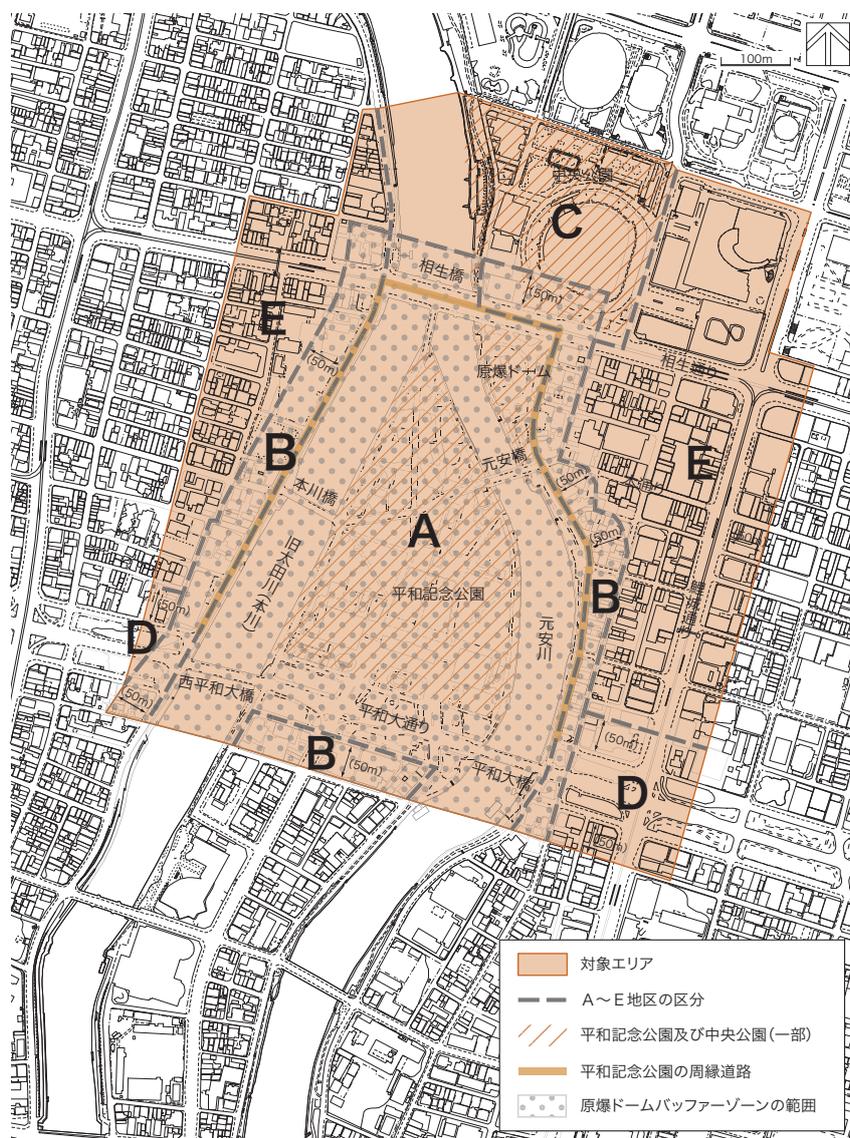


① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区



1 対象エリア

原爆ドームの*バッファージーンを中心に、東は鯉城通りとその道路端から50メートル以内の区域、西は河岸から2番目の街区まで、また、北はNTTクレド基町ビルを含む街区までの区域を基本に、以下のとおりとします。



A地区（平和記念公園地区）	：平和記念公園と平和大通り等の道路、河川、河岸緑地を含む地区
B地区（*バッファージーン地区）	：世界遺産である原爆ドームの*バッファージーンのうち、A地区を除く地区
C地区（原爆ドーム背景地区）	：世界遺産である原爆ドームの*バッファージーンの北側に位置する地区
D地区（平和大通り沿道地区）	：平和大通りの沿道の地区
E地区（周辺市街地地区）	：平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区の位置図

2 景観形成の方針

原爆ドームは、人類史上最初の原子爆弾による被爆の惨禍を伝える歴史の証人であり、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う世界の人々の心のよりどころとなっています。そして、平和記念公園は、原爆の犠牲になった多くの人々の霊を慰めるとともに、二度とこのような悲惨な出来事を起こしてはならないという決意を込めて、*広島平和記念都市建設法に基づく「恒久の平和を記念すべき施設」として整備された公園で、国の名勝に指定されています。

世界遺産である原爆ドームを含む平和記念公園においては、市民や国内外から広島を訪れる人々が、平和を祈り、平和を考え、安らぎ、くつろぐことができる環境を整えていく必要があります。また、その周辺地区においては、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいととのバランスがとれた都市空間を形成していく必要があります。

景観形成の方針	
<p>A地区 (平和記念公園地区)</p>	<p>平和記念公園と平和大通り等の道路、*橋りょう、河川、河岸緑地を含む地区とし、平和記念公園の役割にふさわしい良好な景観の保全及び形成を図ります。</p> <p>ア 建築物等のデザインは、平和記念公園のたたずまいとの調和を図ります。</p> <p>イ 平和記念公園に接する平和大通りは、公園へのアプローチ部として、ゲート性などに配慮した空間整備を進めます。</p> <p>ウ デザインに配慮した河岸の散策路、道路等の整備や案内誘導サインの充実などに取り組みます。</p> <p>エ 水辺空間の利活用の推進を図ります。</p> <p>オ 建築物等の色彩については、平和記念公園の落ち着いた雰囲気と調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。</p> <p>カ 南北軸線上の眺望景観を阻害する施設等は設置しないこととします。また、植栽により原爆ドームに平和記念資料館本館下の視点場からの視線を誘導します。</p>
<p>B地区 (*バッファゾーン地区)</p>	<p>世界遺産である原爆ドームの*バッファゾーンのうち、A地区を除く地区とし、原爆ドーム及び平和記念公園を取り囲む地区にふさわしい良好な景観の形成を図ります。</p> <p>ア 北側の区域は、原爆ドームの背景に位置するため、平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。</p> <p>イ 東側の区域のうち、原爆ドームに近接する街区については、相生橋から元安橋までの元安川右岸からの眺望に配慮するとともに、これに隣接する街区については、*スカイラインに配慮します。</p> <p>ウ 南側と西側の区域は、平和記念公園からの眺望に配慮するとともに、南側の区域は、建築物等のデザインについて特に工夫します。</p> <p>エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。</p> <p>オ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、平和大通り、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。</p> <p>カ 建築物等の色彩については、原爆ドーム周辺の環境を適切に保全するため、高明度、低彩度を基調とします。</p>

<p>C地区 (原爆ドーム背景地区)</p>	<p>世界遺産である原爆ドームの背景に位置する地区とし、原爆ドームの存在に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>ア 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。</p> <p>イ 平和記念公園と連携し、世界遺産原爆ドーム及び平和記念公園周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいととのバランスがとれた空間の形成を図ります。</p> <p>ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。</p> <p>エ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。</p> <p>オ 水辺空間の利活用を図り、にぎわいを演出します。</p> <p>カ 建築物等の色彩については、平和記念公園や河岸緑地の樹木とも調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。</p>
<p>D地区 (平和大通り沿道地区)</p>	<p>平和大通り沿道の地区とし、平和記念公園及び平和大通りからの眺望に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>ア 平和記念公園からの眺望に配慮しながら、平和大通り沿道の建築物等と緑豊かな道路空間が一体となった美しい街並み景観の形成を図ります。</p> <p>イ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。</p> <p>ウ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、平和大通り、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。</p> <p>エ 建築物等の色彩については、平和記念公園や平和大通りの景観と調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。</p>
<p>E地区 (周辺市街地地区)</p>	<p>平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区とし、東西の区域ごとに景観の形成を図ります。</p> <p>ア 東側の区域は、低層階においてにぎわいや楽しさを演出しつつ、*都心の目抜き通りを中心とした商業・業務地区にふさわしい街並み景観の形成を図るとともに、高層階については平和記念公園からの見え方に配慮します。</p> <p>イ 西側の区域は、住宅と商業・業務施設等が調和した落ち着いた落ち着きのある街並み景観の形成を図ります。</p> <p>ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。</p> <p>エ 建築物の低層階は、店舗などの立地によるにぎわいの創出を図ります。</p> <p>オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化や建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。</p> <p>カ 建築物等の色彩については、原爆ドームの*バッファゾーンに隣接する地区であることに配慮し、高明度、低彩度を基調とする。</p>

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

(1) A～D地区

届出対象行為	種類	規模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの。ただし、橋りょうにあつては、橋台、橋脚、橋桁等の一の面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるもの)	規模にかかわらず全て
工作物1<表1>の建設等		<表2>のとおり
工作物2<表2>の建設等		
工作物3<表3>の建設等		規模にかかわらず全て

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

<表1>

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

<表2>

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(‘平和記念公園及び中央公園の区域内、並びに平和記念公園の周縁道路及び平和大通りに面する部分’ ^{*1} に設置するもの全て)

<表3>

工作物3
*橋りょう(地区内の‘主な河川の部分’に架かるもの全て)

※1 平和記念公園の周縁道路及び平和大通りに面する部分：平和記念公園の周縁道路及び平和大通りから25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

(2) E地区

届出対象行為	種類	規模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。))の面積が2分の1を超えるもの	(1) 高さ13メートル(幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1})に係る建築物等にあつては、高さ7メートルを超えるもの (2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物1<表1>の建設等		
工作物2<表2>の建設等		<表2>のとおり

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

<表1>

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

<表2>

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)

※1 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

(1) A～D地区

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目		形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)		
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	形状 材質 付帯設備	形状 材質 付帯設備	外観	平和記念公園、河川及び対岸 ^{*1} からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。
			屋外階段	できるだけ平和記念公園、河川及び対岸から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、平和記念公園、河川及び対岸から見えない位置に設置し、地区内の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。
			バルコニーの 洗濯物	平和記念公園、河川及び対岸から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、それ以外の場所からも、できるだけ見えないよう工夫する。
			*ガラス面の広告	平和記念公園、河川及び対岸から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。それ以外の位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。
	テレビアンテナ等	できるだけ平和記念公園、河川及び対岸から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。		
	色彩の基準	色彩の基準	基本	高明度、低彩度色を基調とした色彩を採用し、世界遺産原爆ドーム及び平和記念公園周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとバランスに配慮したものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。
外壁			基調色 ^{**2}	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下 0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下 </div>
			補助色 ^{**3}	補助色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は基調色等との調和に配慮するとともに、できるだけ低層階で用いるように努める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 0R～5Yの色相：彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下 ただし、10メートルを超える部分では、明度は3以上とする。 </div>

建築物	色彩の基準	外壁	強調色※4	強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。
			屋根色※5	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下</div>
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物 1・2・3	形態の基準 配置形状		共通	工作物の外観は、平和記念公園、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	A～C地区においては、設置しない。ただし、平和記念公園から見えない位置に設置する場合においてはこの限りでない。 D地区においては、平和記念公園からは見えない位置に設置するとともに、見える位置に設置する場合は、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たない工夫をする。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
			*橋りょう	*橋りょうが位置する河川の特長や平和記念公園及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺環境との調和を図る。
		色彩の基準	工作物 (日よけ、雨よけ等、 自動販売機及び*橋りょうを除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、明度4未満の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色※6の色彩は、落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下</div>
			自動販売機	自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、落ち着いたものとする。 また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 5Y7.5/1.5、N9
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の各面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～D地区)の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

世界遺産原爆ドーム及び平和記念公園周辺にふさわしい品格ある雰囲気とするため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(OR～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(OR～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色

品格ある雰囲気と都市的なにぎわいの創出のバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

ただし、10メートルを超える部分については、中遠景の品格に配慮し、暗い(明度が低い)色彩の使用を制限します。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

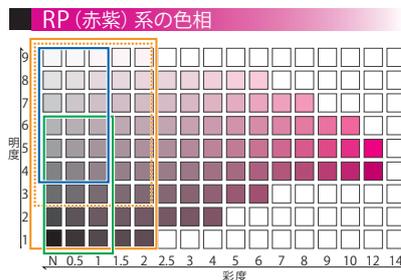
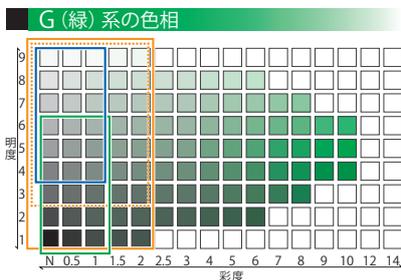
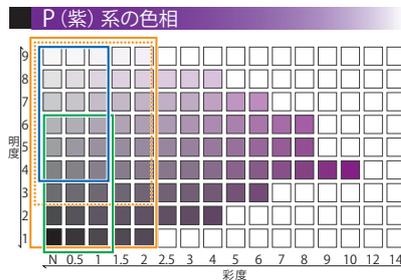
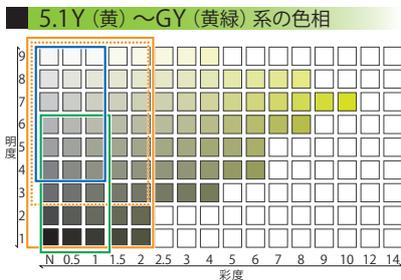
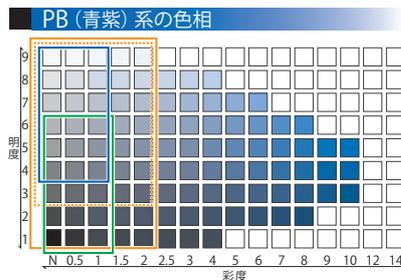
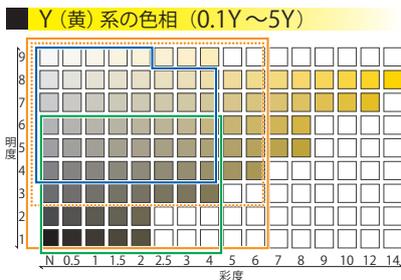
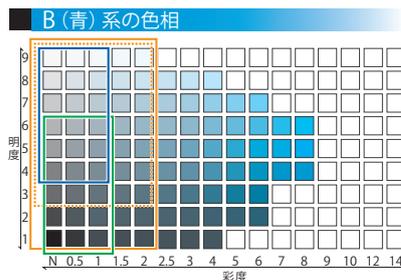
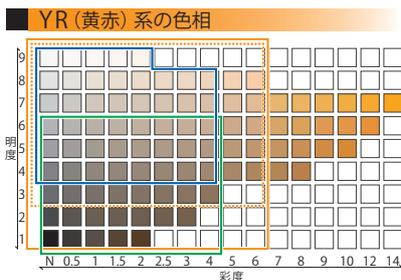
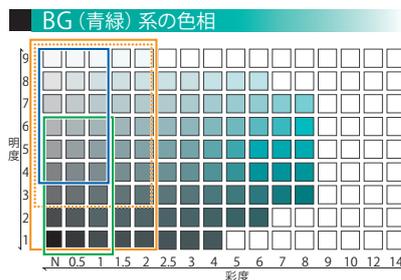
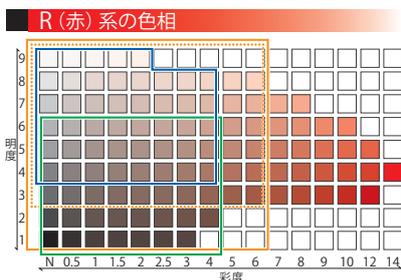
4 屋根色

品格ある雰囲気に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)	
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	OR～5Y	8超	2以下		
			4以上8以下	4以下		
	補助色	高さ10メートル超の部分	OR～5Y	3以上	6以下	
			上記以外		2以下	
高さ10メートル以下の部分		OR～5Y	—	6以下		
		上記以外	—	2以下		
強調色		高さ10メートル以下の部分で用いる				
建築物の屋根	屋根色	OR～5Y	6以下	4以下		
		上記以外		1以下		

※ 日よけ、雨よけ等、自動販売機及び*橋りょうを除く



(2) E地区

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目		形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)					
建築物	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。				
		敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。				
		駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。				
		塀、柵	周辺景観との調和を図る。				
	形態の基準	形状 材質 付帯設備	外観	平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸 ^{*1} からの見え方に充分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。			
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。			
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。			
			屋外階段	できるだけ平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。			
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。			
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸から見えない位置に設置し、地区内の他の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。			
			バルコニーの 洗濯物	平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、それ以外の場所からも、できるだけ見えないよう工夫する。			
			*ガラス面の広告	平和記念公園、河川及び対岸から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。それ以外の位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。			
			テレビアンテナ等	できるだけ平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。			
	色彩の基準	外壁	基本	高明度、低彩度色を基調とした色彩を採用し、世界遺産原爆ドームの*バッファゾーンに隣接する地区にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとバランスに配慮したものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。			
			基調色 ^{*2}	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下</td> </tr> <tr> <td>0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下</td> </tr> </table>	0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下	0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下	上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下
			0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下				
	0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下						
	上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下						
基調色	高さ10メートル以下の部分については、次の範囲からも用いることができるものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下</td> </tr> <tr> <td>0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相：明度3以上、彩度2以下</td> </tr> </table>	0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下	0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度6以下	上記以外の色相：明度3以上、彩度2以下			
0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下							
0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度6以下							
上記以外の色相：明度3以上、彩度2以下							

	色彩の基準	外壁	補助色 ^{※3} 、 強調色 ^{※4}	補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。 基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。
			屋根色 ^{※5}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
		その他	工事現場の 仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物1・2	形態の基準	配置 形状	共通	工作物の外観は、 <u>平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。</u>
			携帯電話等 基地局アンテナ	平和記念公園からは見えない位置に設置し、できるだけ平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸からも見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準	工作物 (日よけ、雨よけ等を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度4未満</u> の色彩も使用できるものとする。	
		日よけ、 雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、 <u>高彩度色を避け、次の範囲から用いるものとする。</u> また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 全ての色相：彩度10以下	
	その他	工事現場の 仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。	

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の各面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E地区)の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

世界遺産原爆ドームの*バッファゾーンに隣接する地区にふさわしい品格ある雰囲気とするため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R~5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R~5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

ただし、高さ10メートル以下の部分では、中遠景の品格と近景でのにぎわいとのバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

2 補助色・強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとします。

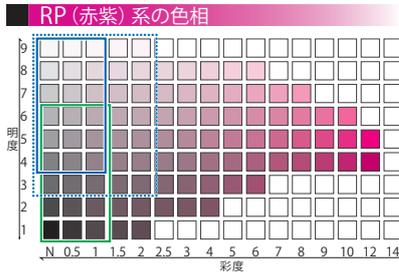
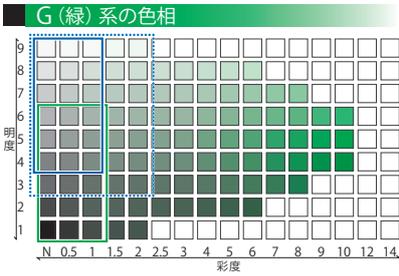
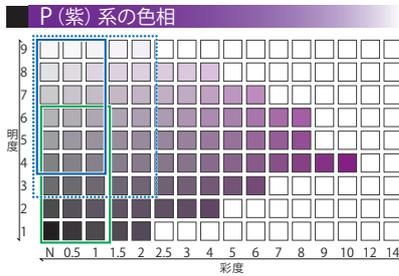
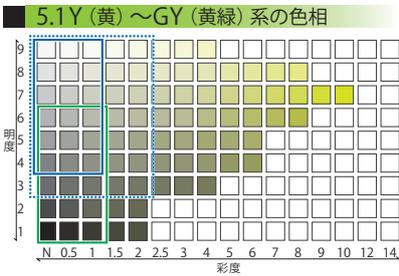
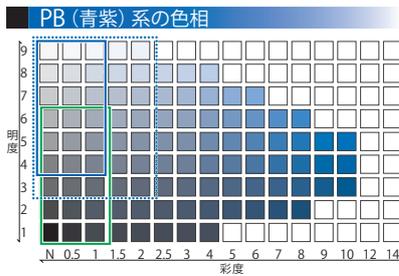
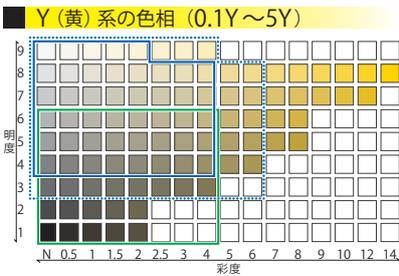
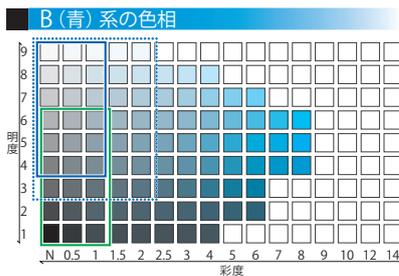
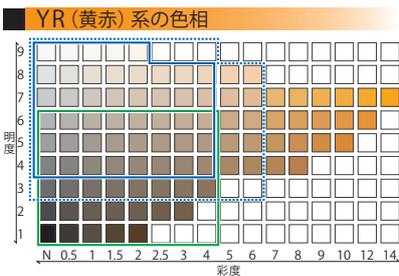
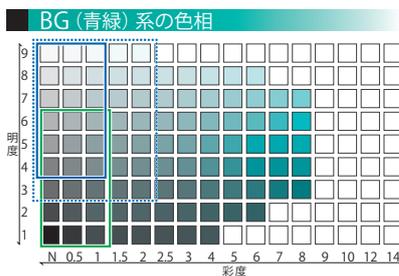
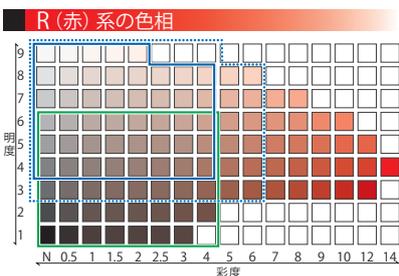
3 屋根色

品格ある雰囲気に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)	
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	高さ10メートル超の部分	0R~5Y	8超	2以下	
			上記以外	4以上8以下	4以下	
	高さ10メートル以下の部分	0R~5Y	8超	4以下		
		上記以外	3以上8以下	6以下		
補助色・強調色		できるだけ低層階で用いる				
建築物の屋根	屋根色	0R~5Y	6以下	4以下		
		上記以外		1以下		

※ 日よけ、雨よけ等を除く



5 高さの最高限度の基準(A~C地区のみ)

対象物	高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号ロ)	
建築物・工作物	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた数値以下とする。	
	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]
	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]
高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含む。 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。 Hは、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とする。 Lは、視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求める。 $L = \sqrt{[(x + 178,364.302)^2 + (y - 26,246.794)^2]}$ (m) 但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とする。 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。 	

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。



原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区と原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

6 良好な景観の形成のための基準(A～C地区のみ)

対象物		良好な景観の形成のための基準(景観法第8条第4項第2号二)
建築物・工作物	照明装置	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} においては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 ^{※2} に影響を及ぼすものは設置しない。

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。(範囲は「5 高さの最高限度の基準(A～C地区のみ)」に示す図を参照)

※2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿：「第6章 3」に示す視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅において、建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えない姿。

注：市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるものは適用除外とする。

形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

